

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 6月29日
【会社名】	マルコ株式会社
【英訳名】	MARUKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 朝倉 英文
【本店の所在の場所】	大阪府中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

別途積立金 2,780,000,000円を取り崩し、同額を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正法」といいます。)の施行により、新たに導入された監査等委員会設置会社へ移行するために関連する定款の一部を変更するものです。

(2) 改正法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、定款の一部を変更するものです。

(3) 事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加し、これに伴う号数の変更を行うものです。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

発行可能株式総数を6,615万株から10,000万株に変更するものです。

第4号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

健康コーポレーション株式会社を割当先として、当社普通株式55,000,000株を1株につき50円で発行するものです。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件(1)

朝倉英文、渡辺純二及び饗庭光夫を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものです。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件(2)

岩本眞二、大西雅美及び加來武宜を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものです。

なお、本議案に係る選任の効力は、第4号議案に基づく募集株式の発行により、同議案に基づく募集株式の払込金額の総額の払込がなされることを条件として、平成28年7月6日に発生します。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

石井純一、金子公一及び大田敏信を監査等委員である取締役に選任するものです。

第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

栢沼康夫を補欠の監査等委員である取締役に選任するものです。

第9号議案 会計監査人選任の件

東邦監査法人を会計監査人に選任するものです。

第10号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額280,000千円以内(うち社外取締役分40,000千円以内)とするものです。

第11号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50,000千円以内とするものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	205,588	5,915	-	(注)1	可決(95.22%)
第2号議案	206,016	5,487	-	(注)2	可決(95.42%)
第3号議案	205,541	5,962	-	(注)2	可決(95.20%)
第4号議案	204,766	6,737	-	(注)2	可決(94.84%)
第5号議案					
朝倉 英文	205,571	5,930	-	(注)3	可決(95.21%)
渡辺 純二	205,595	5,906	-		可決(95.23%)
饗庭 光夫	205,489	6,012	-		可決(95.18%)
第6号議案					
岩本 眞二	205,737	5,766	-	(注)3	可決(95.29%)
大西 雅美	205,702	5,801	-		可決(95.27%)
加來 武宜	205,695	5,808	-		可決(95.27%)
第7号議案					
石井 純一	204,842	6,661	-	(注)3	可決(94.88%)
金子 公一	205,634	5,869	-		可決(95.24%)
大田 敏信	205,669	5,834	-		可決(95.26%)
第8号議案	205,044	6,459	-	(注)3	可決(94.97%)
第9号議案	206,138	5,365	-	(注)1	可決(95.48%)
第10号議案	205,036	6,465	-	(注)1	可決(94.97%)
第11号議案	205,080	6,399	-	(注)1	可決(94.99%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
 4. 賛成割合の計算方法は、次のとおりであります。
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上